

令和7年度 大阪市平野区役所 安全安心まちづくり課

会計年度任用職員（アルバイト）募集要領

- 1 業務内容
 - ・事務資料等の点検・整理・編綴
 - ・事務資料等の複写・配布作業
 - ・Word、Excel の初歩的なデータ入力作業
 - ・窓口での来庁者案内等
 - ・上記以外の簡易な事務補助作業
- 2 雇用期間 令和7年10月1日（水曜日）から令和7年11月28日（金曜日）まで
※週4日勤務のため勤務曜日により変更になります。延長はありません。
- 3 採用人数 1名
- 4 勤務条件等
 - (1) 勤務日 月曜日から金曜日までの間で週4日勤務（ただし、祝日は休み） *曜日は応相談
 - (2) 勤務時間 9時00分～16時00分まで 1日実働6時間（休憩時間：12時～13時の60分）
 - (3) 勤務場所 平野区役所内（住所：大阪市平野区背戸口3丁目8番19号）
 - (4) 報酬等 日給7,853円（別途交通費支給）
※上記報酬等は、令和7年4月時点のものであり、給与改定等により採用時には変更されることがあります。
※交通費については、経済的かつ合理的な経路（上限あり）に限ります。
 - (5) 支給方法 月末締め切りの翌月17日支給（当日が土曜日の場合は前日に、日曜日・祝日の場合は翌日）、口座振込（本市職員に準ずる）
 - (6) 加入保険 雇用保険
- 5 応募資格
簡単なWord、Excelの初歩的なデータ入力作業など一般的な事務作業のできる方。
地方公務員法第16条（後述）に該当する方、本市の他部署で雇用されており、当該任用期間が採用日（令和7年10月1日）に引き続く方は応募不可。
- 6 服務事項
採用された方は、身分は短期間の公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、
(1) 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合、(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分の対象となります。
- 7 応募方法
 - (1) 提出書類等
ア「会計年度任用職員（アルバイト）申込書」 1通
イ「申し立て書」 1通
※申込書に、過去3か月以内に撮影した写真（脱帽、上半身正面、無背景、縦4センチメートル×横3センチメートル）を必ず貼付してください。
※提出書類は本市所定の様式に限ります。当区ホームページからダウンロードできます。
※記載内容に虚偽が判明した場合は、採用を取り消します。
※提出書類は一切お返ししません。
 - (2) 提出方法
ア 受付期間
令和7年9月1日（月曜日）～令和7年9月16日（火曜日）

イ 持込みの場合

受付期間内に当区安全安心まちづくり課（平野区役所庁舎 2 階 21 番窓口）に、9 時から 17 時 30 分までの間にお持ちください（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く）。

ウ 送付の場合

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）から令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）までに、次のあて先へ**必着**のこと。

〒547-8580 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号

平野区役所安全安心まちづくり課 担当：中村、小藪

※送付の場合は、封筒に『アルバイト採用申込書 在中』と朱書きし、簡易書留にて送付してください。また、料金不足の場合は、受け付けません。

郵便事故等で不着の場合であっても、特別な措置は行いません。

※提出された書類については、返却しませんのでご了承ください。

8 選考方法

方 法：面接

日 時：令和 7 年 9 月 24 日（水曜日） 13 時 30 分（受付開始：13 時 15 分）

※必ず、時間までにお越しください。

場 所：平野区役所 2 階 安全安心まちづくり課（21 番窓口）

持参物：結果通知用の封筒（住所・氏名を記載のうえ、110 円切手を貼った長形 3 号の定形封筒）

※「面接の案内状」は送付いたしません。当日、直接会場までお越しください。

9 結果通知

選考後速やかに、面接を受けられた方全員に、文書により結果を通知します。

10 その他

- （1）試験合格者について、後日応募資格がないこと、申込書ほか受験に際して提出した書面の記載内容及び面接選考での口述内容に偽りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。
- （2）募集に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

〈参考〉地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問い合わせ・申し込み先

〒547-8580 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号

平野区役所安全安心まちづくり課 担当：中村、小藪

電話：06-4302-9734